四　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係
宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、浸水被害軽減地区における土地の形状を変更する行為をしようとするときの届出義務に関する規定を追加することとした。（第三条第一項関係）

五　施行期日
この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年六月一九日）から施行することとした。

◇道路運送車両法施行令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（国土交通省）

1　自動車等の型式について指定を受けた者に対する報告徴収及び立入検査に関する権限を地方運輸局長に委任しないことを定めることとした。（第一五条第一項関係）

2　この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物から除外することとした。（第一条関係）
亜セレン酸〇・〇〇八二パーセント以下を含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）
㈠　亜セレン酸〇・〇〇八二パーセント以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二パーセント以下を含有するものを除く。
㈡　二―ターシヤリ―ブチルフエノール及びこれを含有する製剤

3　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）
㈠　焼結した硫化亜鉛（Ⅱ）
㈡　トリス（ジペンチルジチオカルバマト―$\kappa^{2}S,S'$）アンチモン五パーセント以下を含有する製剤
㈢　三―（六・六―ジメチルビシクロ［三・一・一］ヘプター二―エン―二―イル）―二・二―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
㈣　三―メチル―五―フエニルペンター二―エンニトリル及びこれを含有する製剤
㈤　無水マレイン酸一・二パーセント以下を含有する製剤

4　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条～第五条関係）

5　この政令は、平成二九年七月一日から施行することとした。ただし、「毒物」から「容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二パーセント以下を含有するもの」を除外する改正及び3については、公布の日から施行することとした。

法律

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十六号

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律

（中小企業信用保険法の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6　この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

第三条第一項中「額（以下」の下に「この項において」を加える。

第三条の三第一項及び第二項中「千二百五十万円」を「二千万円」に改める。

第十二条中「、第三条の二第一項及び第三条の三第一項」を削り、「に係る保険関係」を「（第十二条に規定する経営安定関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。）に係る保険関係」に、「、第三条の二第三項」を「、第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項」に改める。

本則に次の見出し及び四条を加える。

（危機関連保証の特例）

第十五条　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証（第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）において行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた特例中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「危機関連保証（第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「危機関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。